

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（女川原子力発電所 2号炉工事計画）（4）
2. 日 時：令和2年8月24日 13時30分～16時05分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、江崎企画調査官、止野上席安全審査官、
堀口主任安全審査官、三浦主任安全審査官、小野安全審査専門職、
土居安全審査専門職

東北電力株式会社：

原子力本部 原子力部 部長、他2名

原子力本部 原子力部 部長、他12名※

5. 要 旨

- （1）東北電力株式会社から、女川原子力発電所2号機の工事計画補正申請のうち、「地盤の支持性能」について、提出資料に基づき説明があった。また、女川原子力発電所2号機の工事計画認可申請に係る審査の対応状況について、説明があった。
- （2）これに対し、原子力規制庁は以下の点について指摘等を行うとともに、今後、説明内容について引き続き確認することとした。

<地盤の支持性能について>

- 解析用物性値について、建屋と土木構造物で異なる場合には、それぞれの設定根拠を説明すること。
- 盛土・旧表土の解析用物性値について、先行プラントの実績も踏まえ、代表性及び保守性を有して設定していることがわかるように考え方を説明すること。
- MMR及び置換コンクリートについて、解析用物性値も含めて浸透流解析における取扱いの差異を説明すること
- 地盤改良範囲及び地下水位低下設備の配置について、設置許可段階からの変更点を説明すること。
- 設計用揚圧力の設定の考え方について、建屋の基礎版の設計における取扱いを整理して説明すること。

(3) 東北電力株式会社から、(2) について了解した旨の回答があった。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」（令和2年6月24日 第12回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- (1) 基本設計方針に関する説明資料【第4条 設計基準対象施設の地盤】
【第49条 重大事故等対処施設の地盤】【第10条 急傾斜地の崩壊の防止】（02-E-D-01-0001__改0）
- (2) VI-2-1-3 地盤の支持性能に係る基本方針（02-E-B-19-0001__改0）
- (3) 先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-3__地盤の支持性能に係る基本方針）（02-E-B-19-0002 改0）
- (4) 補足-600-1【地盤の支持性能について】（02-補-E-19-0600-1__改0）
- (5) 先行審査プラントの記載との比較表（補足-600-1 地盤の支持性能について）（02-補-E-24-0004__改0）

以上